

滋賀県ジュニアフェンシングクラブ規約

第1条 名称

(1) 本クラブの名称を、「滋賀県ジュニアフェンシングクラブ」(S J F C) と称する。

第2条 目的

(1) 本クラブは滋賀県フェンシング協会の事業の一つとして実施するクラブであり、全ての人に対して、スポーツの振興と選手強化に関する事業を行い、子どもたちをはじめ地域住民の健全育成と、一流の競技者及び指導者の育成を目指し、より良い社会生活の実現に貢献することを目的とする。

第3条 構成

(1) 本クラブはスポーツクラブ役員(以下「クラブ役員」という)・指導者・スポーツクラブ会員(以下「クラブ会員」という)及びその保護者(未成年の場合)をもって構成し、クラブ会員とは本法人の主催するプログラムに参加することを認められた個人をいう。

(2) 本クラブの活動は、指導員ならびにクラブ会員及びその保護者(未成年の場合)との協力により行うものとする。

(3) その他の本クラブが定める約束事に従う。

第4条 入会資格

(1) 本クラブに入会される方は、運動を行なうに適した健康状態にあり、本クラブの目的に賛同し、会員規約を承認したものとする。

(2) 入会する者が未成年者の場合、保護者の同意を得ることを必要とする。

第5条 入会手続

(1) 入会を希望する者は、別に定める「入会申込書」及び、その他必要書類に必要事項を記入し、提出する。

(2) クラブ入会希望者は必ず一日体験を行い入会するものとする。

第6条 会費

(1) 年会費6,000円とスポーツ障害保険料1,450円を支払うこととする。

尚、全国大会に出場する際には別途日本フェンシング協会の登録が必要となる。

(日本フェンシング協会登録費：小学生2,000円 中学生2,500円)

(2) 一旦納入された年会費・スポーツ保険料等及び諸費は理由の如何に関わらず返還しない。

第7条 更新

(1) 本クラブの更新は年度更新で自動更新とし、年会費・スポーツ保険料(年度・コースにより変更あり)を納めることとする。

(2) 更新しないものは退会する年度の3月5日までに退会届を持って申し出ることとする。

第8条 クラブ会員のモラル

本クラブ会員は、次の事項を遵守すること。

- (1) クラブ内では指導者の指示に従い、ルールを守ること。
- (2) 本クラブの秩序を守り、クラブの目的に添うよう努力すること。
- (3) チームワークを尊重し、クラブ会員全員が、活発なスポーツマンとなるよう真面目な行動を心がける。

第9条 退会

(1) 本クラブを退会する場合は、所定の用紙に記入の上、退会を希望する月の5日まで申し出ることとする。退会を承認された場合、前納された会費は返金しないものとする。

第10条 休会

(1) 本クラブを休会する場合は、書面を持って申し出ることとする。

第11条 除名・資格の喪失

次の事項に該当するクラブ会員がいた場合、クラブ役員・指導員の判断・協議により除名または資格を喪失することがある。

- (1) 本クラブの目的、規約に違反した場合。
- (2) 本クラブの名誉を傷つけた場合や秩序を乱した場合。

第12条 練習

- (1) 原則として練習場については、指定時間内以外の使用は禁止する。
- (2) 練習用具については原則個人負担とするが、クラブが所有する用具を貸し出すことができる。尚、用具については限りがあるので、全てのクラブ員に対応はできない。
- (3) 用具の購入についてはクラブで斡旋することができるので必要に応じて相談のこと。
- (4) 欠席の連絡は練習前までに連絡を入れること。

第13条 事故・怪我・補償等

- (1) クラブ会員は自己の責任において健康管理を行い、活動に参加する。
- (2) 指導者は事故が起きないよう万全の注意を払うが、練習・試合および、移動中の事故やケガ等、本クラブの活動において発生した不慮の事故による傷害については、スポーツ安全保険を適用し、本クラブは責任を一切負わないものとする。
- (3) 保護者などスポーツ保険未加入者が、クラブ活動中に不慮の事故による傷害を被った場合、本クラブは一切責任を負わないものとする。

第14条 盗難

(1) クラブ内での盗難については、個人の管理とし、本クラブはその責任を負わない。

第15条 個人情報

- (1) 入会時に入会申込書に記載された個人情報は、本クラブの運営、活動に必要な範囲に限り利用できるものとする。
- (2) 本クラブの活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権利は本クラブに帰属するものとする。この記録物は本法人、スポーツクラブの広報活動や活動記録のため

に、ホームページやその他の媒体、資料などに使用することがある。

第16条 規約の改正

(1) 本クラブが必要と認めた場合に限り、会費の改正を含む規約の改正を滋賀県フェンシング協会理事会により、随時改正することができる。尚、その効力は、クラブ会員、全員に及ぶものとする。

(2) 本規約に定められていない必要な事項も随時追加し定めることができる。

第17条 その他厳守事項

本クラブの加入者及びその保護者(未成年の場合)は次の事項を厳守しなければならない。

(1) 児童会員の送迎は、必ず保護者が責任を持って行うものとする。

(2) 公共施設での練習日時は固定曜日・時間の確約ができません。活動の有無及び時間は、日程表で毎回確認すること。

(3) 住所・電話等の変更の場合は、必ず早急に事務局まで連絡すること。

第18条 施行

本規約は2016年4月1日から施行する。

以上

※規約の修正はHPにて随時掲示しています。